

中京大学および銘傳大学における 学術の協力と交流に関する協定書

中京大学と銘傳大学は、平等互恵の原則に基づき学術交流を行い、もって双方の科学技術、文化の向上及び友好関係に資することとし、下記の通り協定を締結する。

1. 両校は以下の分野の協力活動を推進する。
 - (1) 学生交流
 - (2) 教職員交流
 - (3) 共同研究、教育関連プログラムの共同開発と実施
 - (4) 留学生募集
 - (5) その他、両大学の友好に関すること
2. 上記の実施内容については、別途協議して、覚書で具体的に諸事項を決めるものとする。
3. 交流の実施方法に関する詳細な事項は、平等互恵の原則に立ち、各自の大学の伝統や規則(学則)を尊重しつつ、協議、実行するものとする。
4. 有効期間等
 - (1) この協定書の有効期間は、署名日から5年間とする。
 - (2) 両校の交流をさらに発展させるために、協定内容の変更や追加が必要な時は、事前に十分に協議することとする。
 - (3) 実施期間(5年)が終了する前に、両大学の合意に基づいて、協定の更新を行うことができる。

この協定書は、同一内容の正文を日本語と中国語により各2通作成し、中京大学学長と銘傳大学学長が署名し、各1通を保有する。

中京大学
学長 安村 仁志

安村仁志

2018年 4月 20日

銘傳大学
学長 李 錦

李錦

2018年 4月 20日

銘傳大學與中京大學

學術交流協定書

銘傳大學與中京大學基於平等互惠原則進行學術交流，以促進雙方科學技術、文化發展及友好關係為宗旨，特締結如下協定。

1. 雙方推動以下活動。

- (1) 學生的交流。
- (2) 教職員的交流。
- (3) 共同研究、教育相關課程的共同開發與實施。
- (4) 徵選留學生。
- (5) 促進雙方友好事項。

2. 有關上述交流活動事項，由雙方另行協商，簽訂備忘錄以決定有關具體事宜。

3. 有關各項交流施行辦法及細則，基於平等互惠的原則，在尊重雙方大學各自傳統、學則及有關規定下，相互協商決定。

4. 本協定有效期限。

- (1) 本協定之有效期間，自簽署日起算五年。
- (2) 兩校為了深化雙方交流，當有必要變更或追加協定內容時，於有效期間更新前，進行充分之協商。
- (3) 本協定在有效期間終止前，經兩校同意後，得更新本交流協定。

本協定書各具中文與日文版，一式兩份，兩者文本同等作準。雙方校長簽名後，各自保管。

銘傳大學
校長 李銓

李銓

2018年4月20日

中京大學
校長 安村仁志

安村仁志

2018年4月20日

中京大学と銘傳大学との 学生交換留学に関する覚書

中京大学（以下「中京」という。）および銘傳大学（以下「銘傳」という。）は、両大学間で承認された、「中京および銘傳における学術の協力と交流に関する協定書」に基づく学生交流に関する協力活動を推進する。

両大学は、学部生及び大学院生の交換留学制度を開始することに同意する。

交換留学制度は、下記の要領に従って行う。

1. 交換留学生の身分
交換留学生の身分は、受入大学が決定するものとする。
2. 交換留学生の修学期間
修学期間は、1年を超えないものとする。
3. 交換留学生の数
交換留学生の数は、各大学毎年3名以内とする。
4. 交換留学生の推薦
派遣大学は、交流の目的に適した学生を選考し、受入大学に推薦するものとする。
 - a. 中京は、銘傳によって定められた留学に必要とされる語学要件を尊重し、学生の選考においては、英語で行われる授業に対して適切に対処できるだけの語学能力として TOEFL の「itp500 または ibt61」の語学要件を満たす学生を選考しなければならない。
 - b. 銘傳は、中京によって定められた留学に必要とされる語学要件を尊重し、学生の選考においては、日本語能力試験のN2もしくはTOEFL「itp500 または ibt61」のどちらかの語学要件を満たす学生を選考しなければならない。
5. 履修科目
履修科目は、交換留学生の専攻分野及び学業成績を考慮して受入大学が決定する。
6. 単位認定
両大学は、受入学生が取得した単位の全て又は一部を当該学生の正式単位として認定することができる。ただし、単位認定の方法は、当該学生の所属する大学が定めるものとする。また、両大学は受入学生が研究指導を受けた研究実績の認定を行うことができる。
7. 学費等
交換留学生は、授業料、その他の学費を所属大学に納入するものとし、受入大学は、授業料、その他の学費を徴収しないものとする。
8. 必要経費
 - a. 受入大学は、受入学生の生活費、宿舎費、渡航費、医療保険等に関する財政的負担は負わないものとする。
 - b. 交換留学生は、留学先の国での不慮の疾病、障害による治療費を負担するための保険に加入しなくてはならない。
9. 交換留学生数の均衡
両大学間の交換学生数は、協定期間にほぼ均衡させることを目標とする。
10. 宿泊施設
 - a. 銘傳は、中京の学生にキャンパス近隣のアパートを紹介し、中京の学生が契約する。
 - b. 中京は、銘傳の学生に中京がキャンパスの近くに賃貸借契約をしたアパートを紹介する。
11. 覚書の有効期間
 - a. この覚書の有効期間は、署名日から5年間とする。
 - b. 両大学の交流をさらに発展させるために、覚書内容の変更や追加が必要な時は、事前に十分に協議することとする。
 - c. 協期間が終了する前に、両大学の合意に基づいて、覚書の更新を行うことができる。
12. この覚書は、日本語及び中国語により、双方とも等しい正文2通を作成し、双方がそれぞれ署名の上、各1通ずつ保有する。

中京大学
学長 安村 仁志

安村仁志

銘傳大学
学長 李 錦

李錦

2018年 4月 20日

2018年 4月 20日

銘傳大學與中京大學 學生交換留學備忘錄

銘傳大學(以下稱「銘傳」)與中京大學(以下稱「中京」)依據兩校簽署之學術交流協議書，實施學生交流相關事項。

銘傳與中京同意開始施行學部學生與碩士班研究生之交換留學制度。

交換留學制度依照下列條件相互派遣學生。

1. 交換留學生之身分

交換留學生之身分由接受大學認定。

2. 交換留學生之留學期間

留學期間不超過一年。

3. 交換留學生之人數

交換留學生之人數為各校每年不超過3人。

4. 交換留學生之推薦

派遣方大學甄選符合交流目的與條件的學生，並推薦學生給接受大學。

a. 中京尊重銘傳所訂留學之必要語言能力門檻，於甄選學生時，選拔出具備英文授課所需 TOEFL 「itp500 或 ibt61」語言能力的學生。

b. 銘傳尊重中京所訂留學之必要語言能力門檻，於甄選學生時，選拔出具備日本語能力試驗 (JLPT®)N2 或 TOEFL 「itp500 或 ibt61」語言能力的學生。

5. 選修科目

選修科自由接受大學根據學生所學專業和學業成績來決定。

6. 學分認定

雙方大學可以將接受學生所履修學分的全部或部分換算為原校的正式學分。但是，換算學分的方法由派遣學生的原校來決定。另外，雙方大學可以對其派遣學生在接受研究指導下所從事的研究績效進行認定。

7. 學費相關費用

交換留學生必須繳納原所屬大學之學費。接受大學對於交換留學生不徵收學費相關費用。

8. 必要費用

a. 接受大學不負責所接受留學生的生活費、住宿費、旅費、醫療保險費等相關費用。

b. 交換留學生在留學期間，為因應疾病、傷害等治療費用之繳納，必須加入保險。

9. 交換留學生數之均衡

交流協議施行期間，兩大學所派遣的交換學生人數，以達到人數對等為目標。

10. 住宿

a. 銘傳向中京派遣之交換留學生提供大學周邊居住宿舍資料，並由交換留學生簽訂租賃契約。

b. 中京向銘傳派遣之交換留學生介紹中京所租賃之大學周邊居住宿舍。

11. 備忘錄之有效期間

a. 本備忘錄之有效期間，自簽署日起算五年。

b. 兩校為了深化雙方交流，當有必要變更或追加協定內容時，於有效期間更新前，進行充分之協商。

c. 本備忘錄在有效期間終止前，經兩校同意後，得更新備忘錄。

12. 本備忘錄各具中文與日文版，一式兩份，兩者文本同等作準。雙方簽名後，各自保管。

銘傳大學

校長 李銓

李銓

中京大學

校長 安村 仁志

安村 仁志

2018年 4月 20日

2018年 4月 20日